

令和8年熊本地震で被災された方への 一部負担金減免のご案内

令和8年7月28日時点で災害救助法が適用された対象市町村(※1)に住所があり、地震による被害(半壊以上の被害)で、下記のいずれかに該当する後期高齢者医療の被保険者の方は一部負担金の支払いが猶予・減免される場合があります。

なお、猶予・減免の対象期間は令和8年11月末までの診療(医科・歯科)、調剤となります(今後の状況によっては延長される可能性があります)。

【申請書類】

一部負担金免除申請書 + 各ケースの必要書類

※ケース1の場合、一部負担金免除申請書及び罹災証明書(半壊以上)については、住家が半壊以上であることを市町村窓口で申告(口頭可)された場合、省略されることがあります。

ケース	どんな方が対象？	主な必要書類
1	住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準じる被災をした方の場合	・一部負担金免除申請書 ・罹災証明書(半壊以上)
2	主たる生計維持者が死亡した場合	・一部負担金免除申請書 ・死亡診断書 ・警察が発行する死体検案書
3	主たる生計維持者が重篤な傷病(1ヵ月以上の治療を有すると認められるもの)を負った方の場合	・一部負担金免除申請書 ・医師の診断書
4	主たる生計維持者の行方が不明である方の場合	・一部負担金免除申請書 ・警察に提出した行方不明の届出の写しなど
5	主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合	・一部負担金免除申請書 ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出した廃業届、異動届の控え等) ・地元の加入している団体等からの廃業証明(例:商店街、JA、建設組合等)
6	主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合	・一部負担金免除申請書 ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

※1対象市町村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

※申請の流れ

